

入間市農村環境改善センターの指定管理者候補選定結果について

1 施設の名称

入間市農村環境改善センター（所在地 入間市大字下谷ヶ貫 9 1 5 番地 3）

2 募集

指定管理者候補選定委員会において「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」に基づいて審議を進め、市が特定の者を指名する方法として『現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき』を適用し、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 2 項第 3 号の規定により、公募によらず、現在の指定管理者 1 法人のみから応募を受け付けた。

3 申請団体

公益財団法人 入間市振興公社（入間市豊岡四丁目 2 番 1 号 理事長 吉川 利武）

4 選定結果

本施設の所管課による書類審査・応募資格審査の後、候補選定についての審査を行った。審査に当たっては、第 6 回指定管理者候補選定委員会（平成 2 5 年 9 月 1 8 日開催）において申請団体からのプレゼンテーションにより提案内容を確認し、提出された団体概要調書、事業計画書及び収支予算案等に基づき、評価項目ごとに評価した。

各評価項目の配点は、優れている（5 点）、良い（4 点）、普通（3 点）、やや劣る（2 点）、劣る（1 点）とした。委員が項目ごとに評価し、評価項目ごとの平均点を委員会としての評点とした。なお、候補選定の合格ラインは、総合配点 5 0 点に対し 3 0 点を設定した。評価の項目及び評点は次のとおりである。

評 価 項 目		配点	評点
1	市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか	5	4.33
2	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか	5	4.33
3	市民の平等利用確保への配慮がされているか	5	4.33
4	効果的かつ効率的な管理を実施できるか	5	4.33
5	法人等の経営基盤が安定しているか	5	4.50
6	個人に関する情報の適切な取扱いは確保されるか	5	4.33
7	指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か	5	3.83
8	事業の計画は妥当か	5	4.00
9	環境に配慮した運営方法となっているか	5	4.16
10	より良いサービスを提供するための施策に積極的に取り組む体制であるか	5	3.66
合 計		50	41.8

当該団体は、平成 5 年からの管理運営の実績及び、平成 1 8 年度からの指定管理者としての実績の状況から、指定管理者の役割を適切に担うことができる団体であるといえる。今回の選定にあたって実施した第三者評価でも、他市の農村環境改善センターと比較しても良好な施設環境が提供されていると評価されている。

事業計画全体を通じて、本施設の開設当初から実施し、地域に定着している事業の継続実施に加え、狭山茶をはじめとする入間市の地場産品を取り込んだ事業の推進の提案についても評価しうるものである。

採点の結果、総合評点が 4 1 . 8 点と合格ラインを超えており、公益財団法人入間市振興公社を指定管理者候補として選定した。